

桃山公園協議会規約

制定：2022年12月28日

第1章 総則

(設置)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79条）第17条の2に基づく公園協議会として、桃山公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を大阪府吹田市桃山台2丁目9番地 桃山公園内に置く。

(組織)

第3条 協議会は本会と分科会で構成する。

(目的)

第4条 協議会は、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、都市(まち)が抱える諸課題の解決に寄与できるよう、公園の利活用の促進と活性化を推進し、市民や民間事業者等の多様な主体により「未来につなぐ公園」を、地域社会全体で維持管理及び運営することを目的とする。

(協議等)

第5条 協議会は、上記の目的を達成するために、以下のとおり必要な協議等を行う。

- (1) 公園の魅力向上に関すること。
- (2) 公園利用者の利便性向上に関すること。
- (3) 公園施設の管理運営や整備の方向性に関すること。

第2章 委員

(協議会の委員)

第6条 協議会の本会及び分科会委員の構成は、次の各号のとおりとする。

I) 本会委員

- (1) 学識経験者
- (2) 吹田市（公園みどり室）

- (3) 指定管理者
- (4) 桃山台自治団体協議会
- (5) 千里竹の会吹田
- (6) 桃山台小学校 PTA 代表者
- (7) 桃山台商店街組合代表者
- (8) その他、本会で必要と認める団体又は個人

II) 分科会委員

- (1) 近隣住民分科会は公園に接する自治会及び集合住宅等から代表者各1名
- (2) ボランティア分科会は指定管理者と協定を締結した団体から代表者各1名
- (3) 吹田市（公園みどり室）
- (4) 指定管理者

(オブザーバー)

第7条 前条の他、学識経験者または指定管理者は、本会で必要と認める団体又は個人に、オブザーバーとして出席を求めることができる。

(届出)

第8条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更のあったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第4章 会議

(会議の種別)

第9条 協議会の会議の種別等は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の本会及び分科会は、定例会議と臨時会議とする。
- (2) 定例会議は、3か月に一回開催する。
- (3) 臨時会議は、本会の委員からの要望があり、指定管理者が緊急性と必要性を認めた場合、招集するものとする。

(協議項目)

第10条 定例会議における協議項目は、以下のとおりとする。

○本会

- (1) 指定管理の実施状況に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) ボランティア活動に関すること

- (4) イベントに関する事
- (5) 苦情等問題点への対応に関する事
- (6) 近隣住民分科会及びボランティア分科会で議論された項目。
- (7) その他、委員が事前に協議することを要望した項目

○近隣住民分科会及びボランティア分科会

- (1) 指定管理の実施状況に関する事
- (2) 環境に関する事
- (3) ボランティア活動に関する事
- (4) イベントに関する事
- (5) 苦情等問題点への対応に関する事

(会議の進行)

第 11 条 協議会の会議の進行は、学識経験者または指定管理者が行う。

(議事録)

第 12 条 協議会の議事については、議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1 概要

- (1) 日時場所
- (2) 出席委員の氏名等
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、公園ホームページで公開するほか、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
事務局は、指定管理者が担当する。

(備付書類)

第 14 条 事務局には、次の書類を備えておくものとする。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会議資料及び議事録
- (4) その他、必要書類

(委任)

第 15 条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、指定管理者が定める。

附則

- 1 この規約は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。